

社団法人地すべり対策技術協会役員退職金支給規程

(総則)

第1条 社団法人地すべり対策技術協会の常勤の役員に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給)

第2条 退職金は、役員が退職しまたは解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職金の算定基準)

第3条 退職金の額は、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の基本給月額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

基本給月額 年収 ÷ 16月

- 一 役員に就任した日の属する月から起算して8年に達するまでの在職期間については、基本給月額 × 在職月数 × 0.055
- 二 前号の期間後の在職期間については、基本給月額 × 在職月数 × 0.06

(退職金の減額等)

第4条 役員が、定款第16条第1項の規定により解任された場合、退職金を減額しまたは支給しないことができる。

(在職期間の計算)

第5条 第3条の在職月数の計算は、総会において役員となった日の翌月から、退職し、解任され、または死亡した日の属する月までの月数によるものとする。

(遺族の範囲)

第6条 第2条に規定する遺族は、役員と生計を一にする配偶者とする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年6月1日から適用する。
- 2 協会役員退職金支給規程(平成15年4月1日施行)の「役員」を廃止する。